



九州大学箱崎キャンパス跡地に関する 民間提案募集

<募集要項>

**KYUSHU UNIVERSITY
HAKOZAKI CAMPUS**

平成 26 年 10 月
九州大学

0	はじめに ～箱崎キャンパス跡地に係る経緯と民間提案募集の位置づけ～	P 1
1	募集概要	P 2
1-1	提案募集の目的	P 2
1-2	提案募集の実施体制	P 2
1-3	前提条件	P 4
1-4	募集する提案内容	P 6
1-5	対話の方法	P 8
1-6	提案内容の取り扱い	P 8
2	民間提案募集（1次募集）に関する手続き	P 9
2-1	民間提案募集（1次募集）のスケジュール	P 9
2-2	募集要項の配布	P 9
2-3	募集要項等に関する説明会	P 9
2-4	提出書類の様式等	P10
2-5	質問の受付および回答の公表	P10
2-6	参加資格申請書類の受付	P11
2-7	参加資格審査結果の通知	P11
2-8	提案書の受付	P11
2-9	対話事業者への通知	P11
2-10	応募の辞退	P11
2-11	応募の無効	P11
2-12	その他	P11
3	参加資格要件	P12
3-1	基本的な要件	P12
3-2	応募者の構成	P12
3-3	応募者の資格要件	P12
3-4	応募者の制限	P12
3-5	グループで応募する場合の構成員の変更	P12
4	提案内容の審査および検討	P13
4-1	基本的な考え方	P13
4-2	審査会の体制	P13
4-3	対話事業者決定の流れ	P13
4-4	対話事業者の権利等	P13
4-5	審査の主な視点	P14
	参考資料等	P15

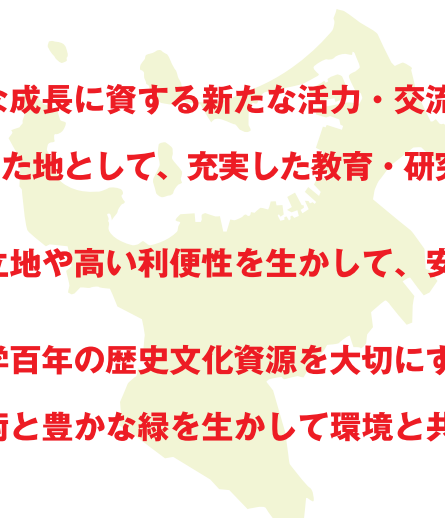
はじめに

箱崎キャンパス跡地に係る経緯と 民間提案募集の位置づけ

国立大学法人九州大学（以下、「本学」という）では、伊都キャンパスへの統合移転事業を進めており、箱崎キャンパスについては、平成17～19年度に工学系地区が移転し、平成27年度以降に理学系地区、文系地区、農学系地区を順次移転（平成31年度完了を目標）する予定となっています。

平成24年3月には、箱崎キャンパス跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地処分に向け、福岡市と共同で「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン検討委員会」を設置し、平成25年2月19日にはまちづくりの方針や土地利用の考え方等が盛り込まれた「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン」（以下、「将来ビジョン」という）が九州大学総長並びに福岡市長に提言されました。

将来ビジョンでは、箱崎キャンパス地区の優位性と課題をふまえ、以下の5つのまちづくり方針を設定し、導入機能や土地利用の考え方等を示しています。

- 
- 1 福岡市の持続的な成長に資する新たな活力・交流を生み出す
 - 2 九州大学が存在した地として、充実した教育・研究の環境を生みだし、人を育てる
 - 3 高度医療施設の立地や高い利便性を生かして、安全・安心・快適で健やかに暮らす
 - 4 千年のまち、大学百年の歴史文化資源を大切にする
 - 5 次世代の環境技術と豊かな緑を生かして環境と共生し、持続可能なまちをつくる

将来ビジョンの実現に向けて、「箱崎キャンパス跡地利用協議会」（以下、「跡地利用協議会」という）を平成25年度に設置し、箱崎キャンパス跡地利用に関して必要な事項について協議を行いながら、「九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画」（以下、「跡地利用計画」という）の策定に取り組んでおり、平成26年7月には跡地利用計画（案）を公表したところです。

今後、跡地利用を進めるにあたり、公共需要、民間需要を広く把握した上で、跡地利用計画の策定を行うことが重要だと考え、箱崎キャンパス跡地に関心のある事業者の皆様から、将来ビジョンや跡地利用計画（案）を踏まえたまちづくりおよび土地利用計画をご提案いただくため、今回の民間提案募集（1次募集）を実施させていただくこととなりました。

将来ビジョンにあるまちづくりの方針等に基づいて確実にまちづくりを進めるためには、民間事業者の皆様の先進的な知見やアイデアを最大限に活用することが必要不可欠だと考えております。

本事業に関心のある事業者の皆様におかれましては、ぜひとも、積極的に箱崎キャンパス跡地利用に関してご提案いただきますよう、よろしくお願いいたします。

募集概要

1-1 提案募集の目的

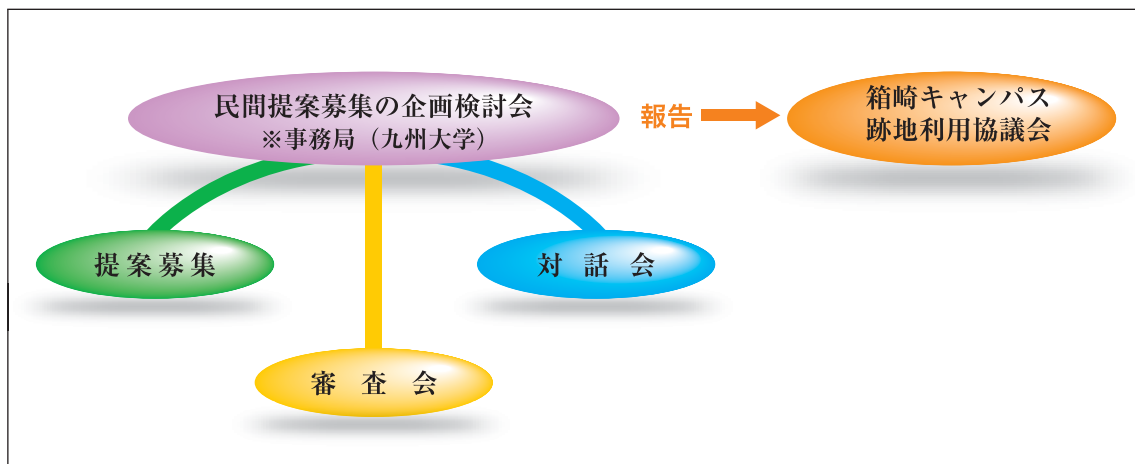
今回実施する「民間提案募集（１次募集）」は、今後、箱崎キャンパス跡地での土地取得または事業実施の意向がある民間事業者から事業の提案を求めるものであり、将来ビジョンおよび跡地利用計画（案）に基づく具体的な提案を行った民間事業者と対話を実施することで、今後の「開発事業者募集（２次募集）」の公募に係る条件等の参考とすることを目的とします。

- 今回の民間提案募集（１次募集）への提案および対話を行う事業者（以下、「対話事業者」という）の意見等は、今後の開発事業者募集（２次募集）の募集要項等に可能な範囲で反映する予定です。
- 対話事業者としての決定が、平成 27 年以降に実施する開発事業者募集での優先交渉権になることはありません。
- 今回の民間提案募集（１次募集）への応募の有無にかかわらず、開発事業者募集（２次募集）に参加することは可能です。

1-2 提案募集の実施体制

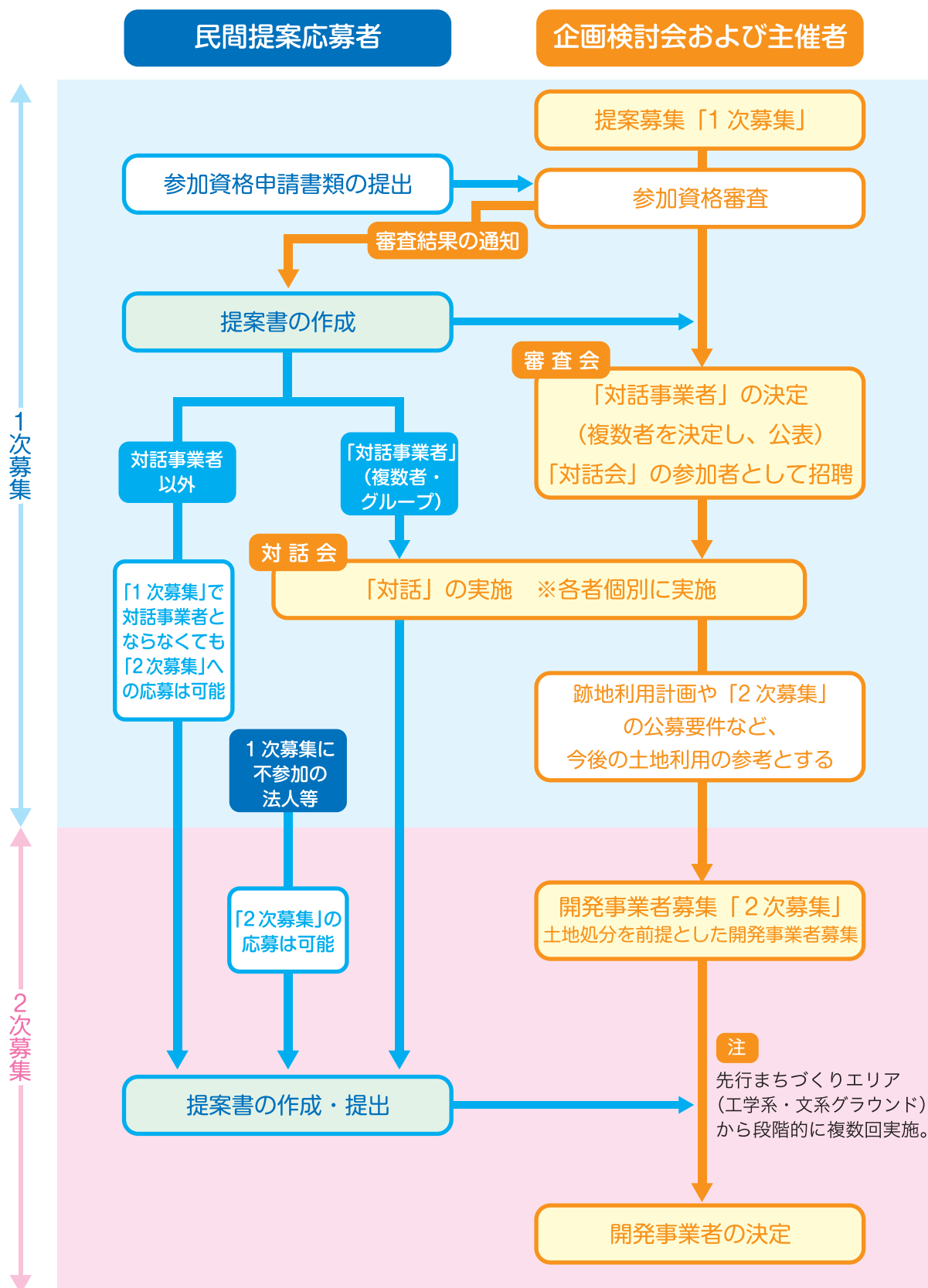
今回の民間提案募集（１次募集）は、九州大学が実施します。頂いた提案をもとに、「審査会」において対話事業者を決定し、「対話会」での対話を実施します。提案募集の実施に係る企画・検討および対話事業者の審査、対話等の全体の総括については、九州大学および福岡市で構成する「企画検討会」が行います。

（図表 1）民間提案募集（１次募集）の実施体制



募集概要

(図表 2) 「対話事業者」および開発事業者決定までの流れ



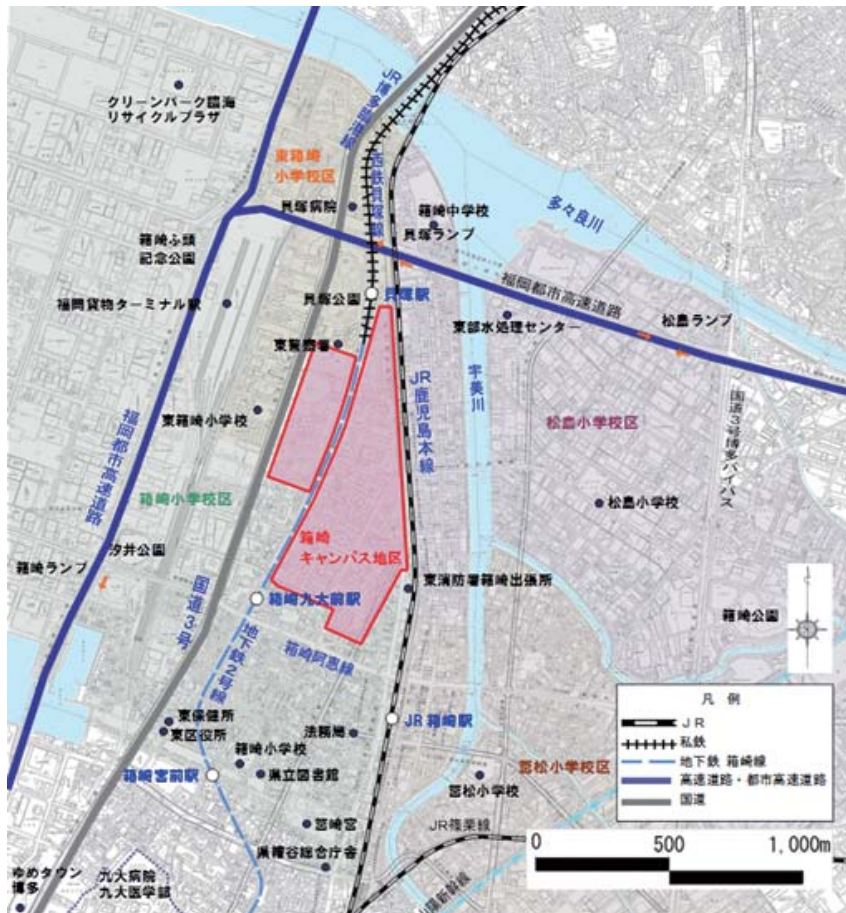
募集概要

1-3 前提条件

1-3 (1) 提案募集の対象地

提案募集の対象地は箱崎キャンパス地区（約 43ha）全体とします。ただし、自ら事業実施する提案は概ね 2ha 以上とします。

（図表 3）民間提案募集（1 次募集）で提案を求める範囲



名 称	九州大学 箱崎キャンパス			
住 居 表 示	〒812-8581 福岡県福岡市東区箱崎 6 丁目 10 番 1 号			
土地の状況	所 在 地	福岡市東区箱崎六丁目 3330-3 他 24 筆		
	地 目	学校用地 その他	面 積	約 43ha
	用 途	大学キャンパス敷地		
法令上の制限	都市計画	市街化区域	用 途 地 域	第一種住居地域 第二種住居地域
	地域地区	高度地区	指定建ぺい率	60%
	日影規制	5 時間・3 時間	指 定 容 積 率	200%
	そ の 他	航空法上の高さ制限有り（概ね 65～90m）		

募集概要

1-3 (2) 上位計画等

本提案募集は、将来ビジョンおよび跡地利用計画（案）を踏まえた提案を求めるものですが、以下の上位計画等も参考に提案を行ってください。

1 福岡市都市計画決定の内容

http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/template_4.html

2 福岡市基本計画

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/shisei/fukuokashikihonkosokihonkeikaku/kihonkonsoukihonkeikaku9.html>

3 福岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/toshikeikaku-kuikimasu-h23.html>

4 福岡市都市計画マスタープラン

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/toshikeikaku-mp.html>

5 福岡市都市交通基本計画

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kotsukeikaku/opinion/toshikoutsukihonkeikaku.html>

6 福岡市景観計画

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/machi/todokede/promise.html>

7 福岡市新・緑の基本計画

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/koenkeikaku/midori/shin-midorinokihonkeikaku.html>

8 福岡市環境基本計画・福岡市新世代環境都市ビジョン

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/genre/06-01.html>

箱崎キャンパスに
関する情報等

9 九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン

http://www.kyushu-u.ac.jp/news/pdf/shourai vision_honpen.pdf

10 九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画（案）

<http://www.kyushu-u.ac.jp/news/pdf/kyogikai4/04.pdf>

1-3 (3) 都市基盤

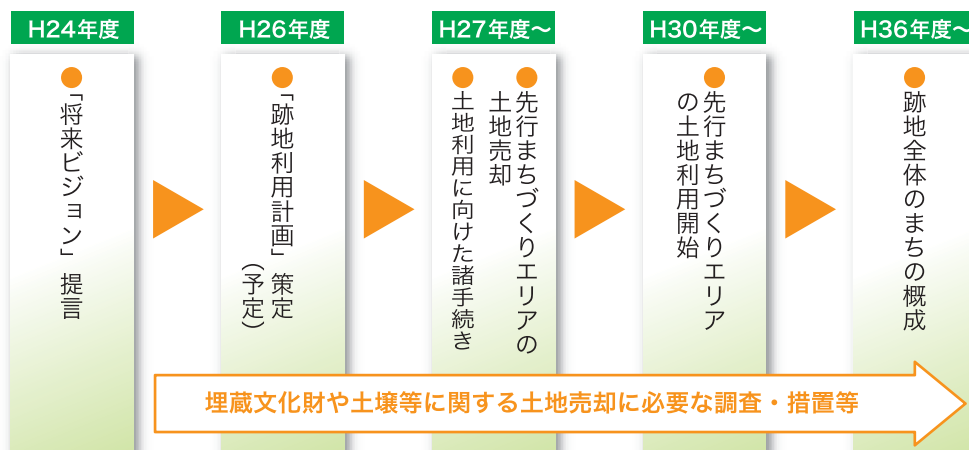
地区内の幹線道路については、別添資料1（ベース図面）を踏まえて提案書を作成してください。なお、地区内道路や公園等の開発に必要な都市基盤については、土地利用に応じて自由に提案してください。

1-3 (4) 整備手法

整備手法は未定ですが、事業計画に必要な都市基盤の整備については、開発行為や地区画整理事業等、事業者が基盤整備や造成工事を行う手法を想定しています。

1-3 (5) 整備スケジュール

（図表4）今後の進め方



募集概要

1-4 募集する提案内容

民間事業者を求める提案内容 1 / 2

- 事業計画は、原則として P4「法令上の制限」や P5「上位計画等」等を踏まえて提案してください。ただし、規制を変更することで、より良好なまちづくり提案が可能な場合に限り、事業者としての計画の配慮事項などを、「2 土地利用計画」等に付した上で、提案することも可能とします。
※今回の提案や対話により、計画の実現について約束するものではありません。
- 将来ビジョンや跡地利用計画（案）を踏まえた提案内容としてください。
- 提案内容は、自ら事業者として実施する部分と自らは実施しない（他者による実施を期待する）部分が判別できるよう工夫してください。
- 求める提案内容の記載の自由度、また審査の対象であるかは以下の通りとします。

項 目	記載の自由度	審査対象
◎	必須記載	審査の対象
○	自由記載	審査の対象
△	必須記載	審査の対象外
▲	自由記載	審査の対象外

1 企画提案の事業コンセプトや考え方（提案場所を含めた跡地全体提案も可）

- ◎ コンセプト・考え方：跡地全体もしくは一部を利用する事業者の立場から、跡地全体の魅力を高め、周辺地域への波及効果が期待できると思われる、跡地全体のあるべき姿を提案してください。
※特に、跡地利用計画（案）の「まちづくりの考え方」等に表示している「環境・エネルギー」、「歴史文化」、「安全・安心・健やか」、「教育・研究」、「成長・活力・交流」の観点から自ら実施可能な内容を中心に、積極的な提案をお願いします。

2 土地利用計画

- ◎ 事業計画（事業者として実施する意向がある提案について、以下の内容等をお示ください。）
 - ★ 導入する機能
 - ★ 土地利用に関する諸元（利用用途ごとの面積等）
 - ★ 建築物に関する諸元
（敷地面積、延べ床面積（用途毎）、階数、建物高さ、用途、構造等） 等
- ◎ 都市基盤整備の考え方（事業計画の実現性を高める観点からお示ください。）
 - ★ 道路の整備方針
※周辺との交通ネットワーク、地区内道路の配置、歩行者動線、増加する自動車交通への対応、自転車ネットワーク等を踏まえた考え方をお示ください。
 - ★ 公園および緑のネットワークに関する整備方針

募集概要

民間事業者を求める提案内容 2 / 2

- 公共交通利便性向上に関する提案
 - ★ ユニバーサルデザインを踏まえた、鉄道駅やバス停などへの動線計画など、公共交通利便性の向上に資する提案
- 「大学 100 年の歴史と緑」の活用方針
 - ★ 近代建築物等の活用（参考資料⑭参照）
※近代建築物について、その活用方策について提案してください。（建築物等の一部をモニュメント等で活用する提案も可。）
 - ★ 既存樹木の活用（参考資料⑮参照）
- 地域への貢献や周辺環境に配慮した事項

3 景観形成、空間づくり、まちの運営・管理等の考え方

- 統一感あるまちなみ景観の形成に向けた考え方
- 敷地内の緑化、オープンスペースの確保など、まち全体の魅力向上につながる提案
- 防災性向上に関する提案
- まちの運営・管理に関する提案
※跡地利用計画（案）の「VI 実現に向けた方策 2. まちづくり誘導手法（3）まちづくりマネジメントの検討」に関する、民間事業者として担う役割やまちづくり運営組織について提案してください。

4 事業の実現性

- ◎ 事業の考え方：事業の実現性を示すため、現在考えられている各施設・基盤の整備主体やスケジュール、市街地整備手法等の考え方についてお示しください。
- △ 用地取得費の考え方およびその前提条件
※記載が困難な場合は、その理由についてもお示しください。
- ▲ 用地取得費、施設整備費、収支計画等の資金計画の考え方

5 その他

- ▲ 提案内容の実現に必要な措置等
※提案内容が規制の変更等が必要な提案を行う場合、その内容を記載してください。
- ▲ 跡地利用の進め方、2 次募集等に関する意見、提案

募集概要

①-5 対話の方法

対話会では、対話事業者に提案内容について説明していただいた上で、対話を行います。対話は事業者ごとに個別に行うものとし、提案の特徴等に応じて論点を設定します。また、対話は1事業者あたり2～4回行う予定です。なお、対話の時期については別途決定するものとし、対話に係る費用については対話事業者の負担とします。

①-6 提案内容の取り扱い

1-6 (1) 著作権

応募者が提出した提案書の著作権およびその他の知的財産権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、跡地利用に係る検討や資料作成等において、九州大学および福岡市が無償で利用できることとします。

1-6 (2) 審査結果の公表

応募状況および審査の結果について、対話事業者の法人名等は、九州大学のホームページ等で公表します。なお、提出された提案書については原則非公表としますが、「提案概要書」は跡地利用協議会等において公表します。

民間提案募集(1次募集)に関する手続き

2-1 民間提案募集(1次募集)のスケジュール

(図表5) 民間提案募集(1次募集)のスケジュール

1	募集要項の配布	10月7日(火)～
	民間提案募集に関する説明会	10月15日(水) 午後2時～(箱崎キャンパス)
2	質問の受付および回答の公表	受付: 10月7日(火)～10月17日(金) 公表: 10月24日(金)
3	参加資格申請書類の受付	10月21日(火)～10月28日(火)
4	参加資格審査結果の通知	11月4日(火)
5	提案書の受付	12月15日(月)～12月17日(水)
6	審査会の開催	12月下旬(予定)
7	対話事業者への通知	平成27年1月上旬(予定)
8	対話会の実施	平成27年1月～3月(予定)

2-2 募集要項の配布

- ◆ 配布期間: 平成26年10月7日(火)～
- ◆ 配布時間: 午前10時～午後5時(土・日曜日、祝日は配布しない)
- ◆ 配布場所: 国立大学法人九州大学企画部 統合移転推進課
(〒819-0395 福岡市西区元岡744 伊都キャンパス椎木講堂内2階)
- ◆ また、本民間募集要項は、上記の配布期間、九州大学のホームページに掲載します。

【ホームページアドレス】 <http://www.kyushu-u.ac.jp/news/hakozakiuseplan.php>

2-3 民間提案募集に関する説明会

- ◆ 開催日時: 平成26年10月15日(水) 午後2時～午後3時
- ◆ 開催場所: 国立大学法人九州大学箱崎キャンパス 旧工学部本館3階第一会議室
(〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号)
※募集要項の配布場所(伊都キャンパス)とは会場が異なりますので、ご注意ください。
キャンパス内の位置については下記URLをご確認ください。 ※図中番号②
<http://www.kyushu-u.ac.jp/access/map/hakozaki/hakozaki.html>
- ◆ 説明会参加には事前申込が必要です。様式10「説明会参加申込書」を平成26年10月14日(火)正午までに電子メールにより提出すること。
提出先: 国立大学法人九州大学企画部 統合移転推進課
電子メール: kitleed@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ◆ 説明会では原則質問は受付いたしません。質問については、「2-5 質問の受付および回答の公表」をご参照ください。
- ◆ 説明会参加時には、公共交通機関をご利用ください。

民間提案募集(1次募集)に関する手続き

2-4 提出書類の様式等

提案書について

- ◆ 用紙サイズはA3横とし、5～10枚(片面印刷、表紙・目次を除く)に収めること(枚数の多寡は審査に影響しない)。書式は自由。
- ◆ 本募集要項「1-4 募集する提案内容」に記載する各項目(1～5)について提案内容を記述すること。
- ◆ 各項目の分量・配分は自由。ただし、どの項目について記載した内容であるか判別できるようなレイアウト等を工夫すること。
- ◆ 文字のフォントは自由。文字のサイズは10.5ポイント以上を基本とする。
- ◆ 「2 土地利用計画」については、事業者として自らが実施する可能性がある敷地の範囲および建築物の平面図を示した「配置図」を記すこと(縮尺を記していれば「配置図」の大きさは自由)。また、必要に応じて建築物の概要や外構の利用方法を表現する図面等(立面図、断面図、パース等)を添付すること。

提案概要書について

- ◆ 別添資料2「提案概要書様式」を参考に企業名、タイトル(またはコンセプト)、位置図を記載すること。なお、建築物の平面図等は必ずしも示す必要はない。
- ◆ 公表を前提とした資料であるため、今後の開発事業者募集(2次募集)において不利になるような情報など、非公表としたい事項については記す必要はない。
- ◆ 跡地利用協議会(平成27年1月頃開催予定)等でのプレゼンテーションの希望の有無について記載すること。なお、プレゼンテーションは発表のみとし、提案概要書以外の追加資料は求めない。
- ◆ 文字のフォントは自由。文字のサイズは10.5ポイント以上とする。
- ◆ 提出した提案概要書のPDFデータを提出すること。

2-5 質問の受付および回答の公表

- ◆ 本募集要項等の記載内容に関して、質問回答を以下の通り行う。別添の「民間募集要項等に関する質問書」に必要事項を記入の上、以下の通り提出すること。
- ◆ 受付期間：平成26年10月7日(火)～10月17日(金)午後5時
- ◆ 提出方法：電子メールにより提出すること。持参、郵送などその他の方法による提出は不可とする。
- ◆ 提出先：国立大学法人九州大学企画部 統合移転推進課
電子メール：kitleed@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ◆ 回答方法：平成26年10月24日(金)に、九州大学のホームページにて公表します。

民間提案募集(1次募集)に関する手続き

2-6 参加資格申請書類の受付

- ◆ 別添資料「参加資格申請書および必要書類一覧」に必要事項を記入の上、必要書類（同種・類似の事業実績がわかる書類）とあわせて以下の通り提出すること。
- ◆ 受付期間：平成 26 年 10 月 21 日（火）～10 月 28 日（火） 午後 5 時必着
- ◆ 提出方法：持参または郵送。FAX や電子メールなどその他の方法による提出は不可とする。
- ◆ 提出先：上記「2-2」で記した募集要項の配布場所と同じ。

2-7 参加資格審査結果の通知

- ◆ 企画検討会の事務局は、平成 26 年 11 月 4 日（火）に参加資格審査結果を通知する書面を郵送にて発送します。

2-8 提案書の受付

- ◆ 提案書は 20 部提出すること。
- ◆ 参加資格審査の結果、資格があると通知した者からのみ提案書を受け付けます。
- ◆ 受付期間：平成 26 年 12 月 15 日（月）～12 月 17 日（水） 午前 10 時～午後 5 時
- ◆ 提出方法：持参または郵送。FAX や電子メールなどその他の方法による提出は不可とする。
あわせて提案書・提案概要書の PDF データは Windows で読み込み可能な CD-ROM で持参または郵送すること。
- ◆ 提出先：上記「2-2」で記した募集要項の配布場所と同じ。
- ◆ なお、提案書の受付後、内容を変更することはできない（ただし、軽微な変更を除く）。
- ◆ また、応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

2-9 対話事業者への通知

- ◆ 企画検討会の事務局は、応募者（グループの場合は代表法人）に対して、平成 27 年 1 月上旬頃に審査結果を通知する書面を郵送にて発送します。

2-10 応募の辞退

- ◆ 参加資格申請書類を提出した応募者が応募を辞退する場合は、「辞退届」を提案書受付の締切日まで提出すること。

2-11 応募の無効

- ◆ 次のいずれかに該当する場合、応募は無効とする。
 - ★ 応募書類に虚偽の記載があった場合。
 - ★ 提案書等に、第三者の著作権、その他の知的財産権に抵触する内容を含んでいる場合。

2-12 その他

- ◆ すべての提出書類において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

参加資格要件

3-1 基本的な要件

- ◆ 自らが実施可能な事業を提案でき、また、事業実施の意向がある事業者。
- ◆ 各種法令を順守する者。

3-2 応募者の構成

- ◆ 応募者は単独の法人もしくは複数の法人により構成されるグループ。
- ◆ グループで応募する場合は、代表法人を定め、構成員の役割分担を明確にしておくこと。
- ◆ 複数応募の提案は可能。
★ ただし、単独で応募した法人は、グループでの応募の代表法人となることはできない。
また、応募した複数のグループにおいて、同時に代表法人となることはできない。

3-3 応募者の資格要件

- ◆ 応募者（グループの場合は代表法人）は、国内外において、提案内容と同種・類似の事業を既に実施している者であること。
- ◆ 応募者は日本国内に本店・本社を有する者であること。

3-4 応募者の制限

- ◆ 次に該当する団体は応募者となることができない。また、グループで応募する場合の構成員となることもできない。
 - (1) 次に掲げるものを団体又は代表法人が滞納している場合
 - ア 法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - (2) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している法人。

3-5 グループで応募する場合の構成員の変更

- ◆ グループで応募する場合、対話会が終了するまでの期間、対話会の運営上支障がないと企画検討会が判断した場合、構成員の変更を認めることがあります。その場合には、企画検討会が必要に応じ、事業者に書類の再提出等を求めることがあります。

提案内容の審査および検討

4-1 基本的な考え方

- ◆ 対話事業者の数は、審査会で検討・決定しますが、募集要項の配布段階では、概ね10～20社程度を想定しています。
- ◆ 提案の範囲が箱崎キャンパス地区の一部分であっても、質の高いまちづくりに寄与する提案内容であれば、対話事業者として決定します。
- ◆ 公共・公益的な用途を優先し、公益的な施設（教育・研究機関、医療施設、福祉施設、公共交通関連施設）を事業実施する提案を行った法人については、優先的に対話事業者とします。
- ◆ 同一のエリアにおいて複数の提案があった場合、複数の応募者を対話事業者として決定することがあります。この場合においても、対話事業者の優劣はつけません。

4-2 審査会の体制

- ◆ 審査会は、企画検討会が設置します。
- ◆ 審査会のメンバーは、福岡県、福岡市および九州大学の関係者7名で構成します。
- ◆ 審査会のメンバーは、対話事業者の決定とあわせて公表します。

4-3 対話事業者決定の流れ

- ◆ 参加資格の確認、提案書の審査、対話事業者の決定という流れで進めます。

<参加資格の確認>

- ★ 企画検討会の事務局が、「3 参加資格要件」に基づき民間提案募集（1次募集）への参加資格を確認します。
- ★ 参加資格が確認できない場合は失格とします。

<提案書の審査>

- ★ 参加資格要件を満たす応募者の提案書を審査会において審査します。
- ★ 「4-5 審査の主な視点」に基づき、審査会の各委員が審査を行います。

<対話事業者の決定>

- ★ 対話事業者の審査方法の詳細は、審査会で決定します。

4-4 対話事業者の権利等

- ◆ 対話会に参加した対話事業者の意見等は、今後の開発事業者募集（2次募集）の募集要項等に可能な範囲で反映する予定です（再掲）。
- ◆ そのため、企画検討会が開発事業者募集（2次募集）の募集要項の内容について検討するプロセスにおいて、対話事業者の意見を伺うことがあります。

提案内容の審査および検討

4-5 審査の主な視点

◆ 対話事業者を決定するための審査項目および審査の主な視点は以下の通りです。

審査項目		審査の主な視点	
大項目	中項目	重み	
1 企画提案の事業 コンセプトや 考え方	コンセプト・ 考え方	◎	◆将来ビジョンや「跡地利用計画(案)」を踏まえた内容であるか。 ◆実現方策、地域への貢献、新規性や独自性などが考慮され、跡地全体の魅力を高め、周辺への波及効果が期待できるような提案内容か。
	事業計画	◎	◆「1 企画提案の事業コンセプトや考え方」をふまえた具体的な提案内容であるか。 ◆より良いまちづくりに寄与するような公共性のある提案内容であるか。 ◆公共・公益的な用途を優先し、公益的な施設を提案しているか。
2 土地利用計画	都市基盤整備の 考え方	◎	◆自らの事業を実現するための事業課題として、都市基盤整備の考え方を適切に示しているか。
	その他	○	◆公共交通の利便性向上（鉄道駅やバス停などへの動線計画等）に関する提案があるか。
		○	◆「大学100年の歴史と緑」の活用の観点での提案があるか。
		○	◆地域への貢献や周辺環境に配慮した提案があるか。
3 景観形成、 空間づくり、 まちの運営・ 管理等の考え方	景観	○	◆統一感のあるまちなみ景観の形成に関して民間事業者としての役割やまちづくりのルール等について提案がされているか。
	緑化・ ネットワーク等	○	◆敷地内での緑空間やオープンスペースの確保、歩行者ネットワークの形成について、民間事業者としての役割やまちづくりのルール等について提案がされているか。
	防災	○	◆防災性向上のための課題整理がされているか。あるいは課題解決のための具体的な提案があるか。
	まちの運営・管理 (エリアマネジメント)	○	◆民間事業者として担う役割や、地権者等が協働して持続的にまちづくりに取り組むための組織のあり方などについて、実現可能と思われる提案がされているか。
4 事業の実現性	事業の考え方	◎	◆事業の実現性について、十分な検討がなされており、事業推進上の課題整理や、事業者として解決すべき事項（事業スキームや都市基盤等の整備手法等）が示されているか。
	用地取得費の 考え方	△	◆用地取得費の考え方およびその前提条件について示されているか。記載が困難な場合は、その理由についても示されているか。
	資金計画等	▲	◆資金計画等に係る検討がされているか。
5 その他	必要な措置	▲	◆土地利用等の規制の変更や制限の緩和等を必要とする場合、その内容が示されているか。
	跡地利用の進め方	▲	◆跡地利用の進め方や2次募集等に関する、建設的な意見や提案があるか。

注1) 今回の提案募集では、対話事業者間の優劣の評価は行わない。

注2) ◎、△印の必須記載項目について、一つでも提案されていない場合は失格とする。

注3) ○印の自由記載項目については、全てについて提案を求めるものではない。また項目の数ではなく、各項目での提案内容の具体性や実現性を審査する。

注4) ▲印の参考記載項目については、記載の有無や内容で対話事業者としての決定を判断・評価しない。

参考資料等

参考資料として提供する資料

上位計画等

- 1 福岡市計画決定の内容
http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/template_4.html
- 2 福岡市基本計画
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kikaku/shisei/fukuokashikihonkosokihonkeikaku/kihonkonsoukihonkeikaku9.html>
- 3 福岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/toshikeikaku-kuikimasu-h23.html>
- 4 福岡市都市計画マスタープラン
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/toshikeikaku-mp.html>
- 5 福岡市都市交通基本計画
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kotsukeikaku/opinion/toshikoutsukihonkeikaku.html>
- 6 福岡市景観計画
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikan/machi/todokede/promise.html>
- 7 福岡市新・緑の基本計画
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/koenkeikaku/midori/shin-midorinokihonkeikaku.html>
- 8 福岡市環境基本計画・福岡市新世代環境都市ビジョン
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/genre/06-01.html>

箱崎キャンパスに関する情報等

- 9 九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン
http://www.kyushu-u.ac.jp/news/pdf/shouravision_honpen.pdf
- 10 九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画（案）
<http://www.kyushu-u.ac.jp/news/pdf/kyogikai4/04.pdf>

- 11 箱崎キャンパス跡地更地化スケジュール（案）
- 12 埋蔵文化財調査の状況について
- 13 土壌汚染調査等の状況について
- 14 近代建築物の取り扱いの方向について
- 15 既存樹木の状況について

別添資料

- 別添資料 1 「ベース図面」（1/5,000）
別添資料 2 「提案概要書様式」

様式集

- 様式 1 「参加表明書」
様式 2 「参加資格確認申請時必要書類一覧表」
様式 3 「応募者の代表法人および構成員一覧表」
様式 4 「委任状（代表法人）」
様式 5 「委任状（代理人）」
様式 6 「参加資格確認申請書」
様式 7 「提案内容と同種・類似の業務実績」
様式 8 「辞退届」
様式 9 「質問書」
様式 10 「説明会参加申込書」

<http://www.kyushu-u.ac.jp/news/hakozakiuseplan.php>